

事務所だより

第49号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労働者災害補償保険とは 第1回

今月から十二回にわたり、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づき保険給付等について紹介します。

健康保険証は使わない

労働者が、仕事（業務上）や通勤が原因で病気やケガを発生したり、障害の状態や死亡したときには、健康保険証を使用して医師の診察を受ける必要はありません。

仕事や通勤が原因で発症した病気やケガには労働保険法に基づいて必要な保険給付や支援を受けられます。（図一参照）

『業務上』とは

労災として請求する際には、『業務上』や『通勤』という言葉がでてきます。この『業務上』や『通勤』とはいったいどのような状況でしょうか。まず『業務上』とは、仕事と病気やケガとの間に一定の因果関係があることをいいます。

『業務上』のケガ（負傷）や病気（疾病）は、被災した労働者の仕事としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となつて発生するものとされ、次のような状況で発生したときに該当します。

- ① 所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内で仕事をしているとき
- ② 昼休みや就業時間前後に事業場施設内にて仕事をしていないが、事業場の施設・設備や管理状況などが原因のとき
- ③ 出張や社用での外出などにより事業場施設外で仕事をしているとき

『通勤』とは

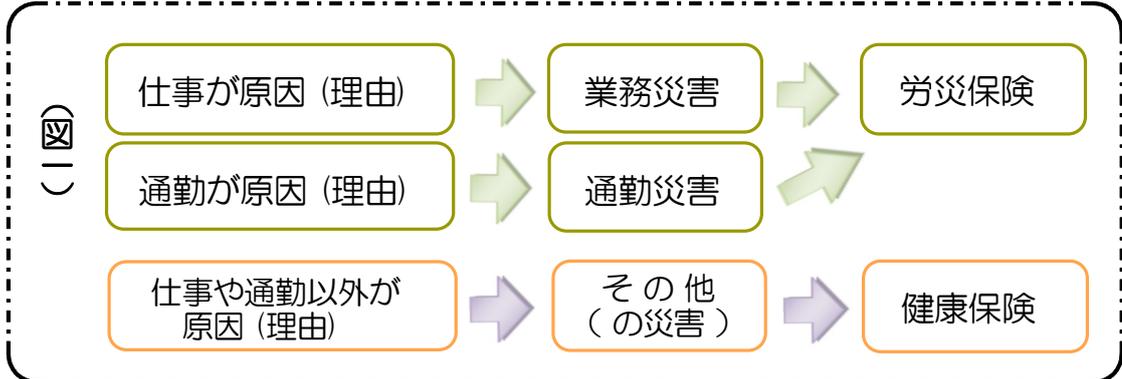
『通勤』とは、仕事をするために住居と仕事場との間の往復や、仕事場から仕事場への移動、単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を合理的な経路と方法で行うことをいいます。

移動の経路を逸脱（※1）したり、中断（※2）した場合には、逸脱または中断の間とその後の移動は『通勤』とはなりませんので、注意してください。

ただし、例外的に認められた行為で逸脱または中断した場合には、その後の移動は

『通勤』となります。いずれも細かな要件がありますが、該当するかどうかがご相談下さい。

保険給付と支援の種類



（図一）

労災保険にも健康保険と同じ様々な保険給付や支援制度があり、労働基準監督署へ請求手続きを行うことによって必要な補償を受けることができます。（図二参照）

保険給付

（図二）

- 療養（補償）給付
- 休業（補償）給付
- 傷病（補償）給付
- 障害（補償）給付
- 遺族（補償）給付
- 葬祭料（葬祭給付）
- 介護（補償）給付
- 二次健康診断等給付

産休中の保険料免除

免除開始時期決定！

産前産後休業中の社会保険料免除の法律施行日が決定しました。平成二十六年四月一日以降に産前産後休業を開始した方が対象です。

(図参照)

ただし、平成二十六年四月一日以前にすでに産前産後休業を開始した方は、その休業期間終了日が四月三日以降であれば保険料免除となります。

産前産後休業期間として保険料が免除されるのは、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業を終了する日の翌日の属する月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は、育児休業終了月)までです。

免除期間中も被保険者資格に変更はありません。



【産前産後休業後、引続き育児休業を取得したときのイメージ】



Q 今年5月で60歳になった男性です。会社を定年退職し、来月に実家(他県)へ転居する予定です。健康保険は、任意継続しています。何か転居に際して必要な手続きがありますか。

転居した場合の手続き

A 転居後に近くの年金事務所か街角の年金相談センターで住所変更の届け出て下さい。その際には、転居後の住所のわかるもの(住所変更後の住民票、運転免許証等)を持参します。

現在の年金制度では、昭和28年4月2日以降生まれの男性や昭和33年4月2日以降生まれの女性の年金受給開始年齢は、61歳以降です。(この方を「年金受給待機者」と称します)。

年金受給開始年齢の誕生日の3ヶ月程前に、日本年金機構が収録している住所へ年金請求に関する書類が郵送されてきます。

会社在职時は、会社が住所変更の届出を行っていますが60歳以降、年金受給開始年齢までに会社を退職した場合は、自分で住所変更の届出を行なうこととなります。

ただし、平成25年10月1日以降、日本年金機構が年金受給待機者等の住民票コードを把握した場合には、住所変更届の提出が不要となります。別途、健康保険の保険者にも住所変更の届け出が必要で

六月の労務手続
「提出先・納付先」

三日(七月一日)
○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労

働基準監督署」

一〇日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している

場合)
三十一日
○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

「事務所だより」第一号発行から早五年目に入りました。A四版面に掲載できる文字数に制限がありますが、可能な限り数多くの記事を掲載してまいります。「事務所だより」の記事に関するご意見やご要望、ご質問は、左記までご連絡ください。

(たふ)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456 京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com